

栃木県電気機械器具製造業最低工賃の改正決定に係る栃木地方労働審議会の意見に関する公示

栃木労働局一般公示第1号

令和8年2月4日栃木地方労働審議会から栃木県電気機械器具製造業最低工賃の改正決定について意見の提出があったので、家内労働法（昭和45年法律第60号）第9条第1項の規定により、その要旨を下記のとおり公示します。

なお、当該最低工賃の改正決定に異議がある関係家内労働者又は関係委託者は、家内労働法第9条第2項の規定に基づき、令和8年2月19日までに、栃木労働局長（宇都宮市明保野町1番4号）あて別紙様式により異議申出をしてください。

令和8年2月4日

栃木労働局長
川口秀人

記

栃木県電気機械器具製造業最低工賃の改正決定に係る栃木地方労働審議会の意見要旨

1 適用する家内労働者

栃木県の区域内で電気機械器具製造業に係る業務に従事する家内労働者

2 適用する委託者

前号の家内労働者に前号の業務を委託する委託者

3 第1号の家内労働者に係る最低工賃額

次の表の品目欄、工程欄及び規格欄の区分に応じ、金額欄に掲げる金額

品目	工程	規格	金額
コネクター	差し(電線の端末に取付けられた端子をコネクターに差し込むことをいう。)	リード線について行うもの	1ピンにつき 57銭

4 効力発生の日（予定）

令和8年4月20日

異議申出書

令和　年　月　日貴殿が公示した栃木県電気機械器具製造業最低工賃に係る
栃木地方労働審議会の意見について異議があるので家内労働法第9条第2項により下
記のとおり異議を申し出る。

記

異議の内容

異議の理由

令和　年　月　日

申出者

住 所

氏 名

栃木労働局長 川口秀人 殿